

自転車に正しく乗ろう!

ルール や マナー を見直そう!

自転車は便利で楽しい乗り物ですが、ちょっとした不注意が大きな事故に繋がることがあります。被害者にも加害者にもなりうる自転車。もう一度ルールを確認して港北区を安心して走れるまちにしませんか?



01 自転車に乗る前

- 「ぶたはしゃべる」で安全点検をしよう!

ぶ ブレーキ…ブレーキは利くか
た タイヤ……空気は入っているか
は 反射材……反射材は汚れていないか
　　ライトは付くか
しゃ 車体 ……ハンドルはグラグラしないか
　　サドルの高さは合っているか
べる ベル ……ベルは鳴るか

- ヘルメットを被りましょう!

大人も子どもも、
自転車死亡事故の
主な損傷は頭部です。
着用の際は、「あご
ひも」まで締めま
しょう。



自転車保険の加入が義務です

(神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例より)
神奈川県条例により、市内で自転車を利用する際は損害賠償責任保険等への加入が必要です。自転車事故は高額賠償になるケースも増えています。万が一に備え、加害者・被害者双方を守るために必ず保険に加入しましょう。

横浜市 自転車保険 検索



02 自転車に乗っている時

- 自転車は車の仲間! 車道を走ろう!

<歩道通行が認められる場合>

歩道を通行する場合も、歩行者が優先です。

「普通自転車等及び歩行者等専用」の標識がある区間



13歳未満の子どもや
70歳以上の高齢者等が
運転する場合



路上駐車や道路工事等で車道左側の通行が危険な場合

- 歩道を通行する時は…

ベルの乱用禁止



スピードの
出しすぎ禁止



● 前で抱っこは禁止



● こぐ人を含む
4人以上での
走行は禁止



03 自転車を停める時

市では、自転車等が多数放置されている駅周辺の公共の場所(駅前広場や道路、公園等)を自転車等放置禁止区域に指定し、放置禁止区域内に放置された自転車やバイクを移動しています。

放置自転車があると どんな影響があるの?

道路等の公共の場所は、自転車やバイクを駐車する場所ではありません。
放置された自転車やバイクはまちの景観を損ない、歩行者や車両の安全な通行を妨げ、緊急車両の通行や活動を妨げる障害物になってしまいます。



どこに自転車駐車場があるの?

区内の各駅には市営・民営の自転車駐車場が設置されています。自転車駐車場によって利用形態が異なるため、利用前に確認してください。
頻繁に利用する際は、定期利用も検討してください。定期利用は利用者が多く満車になることがあります。利用の際は早めに申込みましょう。



港北区自転車
駐車場一覧

横浜市シェアサイクル事業

詳細は
こちら

シェアサイクルとは、市内のサイクルポートで自転車を借りて別のポートにも返却することができる自転車シェアサービスです。買い物やお出かけ等にも手軽に利用することができます。



移動されたらどうなる?

自転車等が早渕港北保管場所(都筑区早渕1-16-65)に移動された場合、返還手続に自転車は1,500円、バイクは3,000円の保管手数料を支払う必要があります。
また、移動日から2か月経過した場合、市で処分します。



早渕港北保管場所
についてはこちら

これは放置自転車?

Q.5分だけ歩道に自転車を停めて買い物に行った。
A.短時間でも路上に停めた自転車から離れ、すぐに移動できる状態でなければ放置自転車になります。

